平成２２年（フ）第３１７０号
大阪府吹田市芳野町９番８号
破産者　株式会社インターセプトテクノ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
山口県岩国市由宇町南５丁目９番５号
破産者　松野　　登
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５５号
熊本市健軍２丁目11番56号
破産者　熊本ビジネスソリューション株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７６号
宮城県石巻市鹿又字谷地中裏177番地
破産者　佐々木基礎建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
岐阜市太郎丸向良144番地
破産者　三友精工株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市本今町988番地
破産者　有限会社大竜組
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５号
名古屋市中川区広住町43番地
破産者　丹下　康廣
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２０号
岐阜県多治見市若松町２丁目５番地
破産者　大平建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第２２４号
静岡県浜松市西区大平台３丁目14番５号、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市南区白羽町612番地の１
破産者　株式会社ガイアホーム
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
岡山県倉敷市児島柳田町189番地の７、商業登記簿上の本店所在地岡山県倉敷市児島柳田町456番地の33
破産者　共和株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０号
岡山市中区雄町115番地８
破産者　福谷　哲也
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８２号
埼玉県本庄市栄２丁目11番28号　ユートピア本庄Ｃ201
破産者　渡邉　　弘
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５号
長崎県佐世保市長坂町720番地６
破産者　下田　博昭
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
札幌市中央区北９条西24丁目２番１―210号
破産者　後明　崇史
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
北海道北見市北進町１丁目６番13号　パープルハイツ205号
破産者　松橋　一樹
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４号
宮城県登米市登米町寺池上町27番地
破産者　米本　福男
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２６号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉162番地１
破産者　佐々木洋子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３０４号
富山市上赤江町１丁目９番36号
破産者　青見　隆一
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８９号
大阪市城東区鴫野西５丁目１番２―308号
破産者　塩原　　明
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９３２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目１番21―503号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―109号
破産者　川本　哲正
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部